

北本市省エネ家電製品買換え費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、省エネ家電製品への買換えを促進することにより、消費電力を抑制し、発電により排出される温室効果ガスを削減することを目的として、省エネ家電製品への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象製品)

第2条 補助の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次のいずれにも該当する電気冷蔵庫とする。

- (1) 市内の事業所において購入した未使用品のものであること。
- (2) 既に所有している電気冷蔵庫（買換えを行う日の属する年度の12月31日の11年前の日までに製造されたものに限る。）から買い換えるものであること。
- (3) 第5条の規定により補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日以後に購入したものであること。
- (4) 当該電気冷蔵庫を購入する日において、同日時点における電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に基づいて算出された省エネ基準の達成率が100パーセント以上であること。
- (5) 事業の用に供することを目的として購入するものではないこと。

2 補助の対象となる補助対象製品の台数は1世帯につき1年度に1台までとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 前号の住所に存する住居に補助対象製品を設置する者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象製品の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）の5分の1に相当する額（100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を超えるときは、当該金額とする。

- (1) 市内に本店を有する事業者から購入した補助対象製品 3万円
- (2) 前号の補助対象製品以外の補助対象製品 1万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市省エネ家電製品買換え費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象製品を購入した日の属する年度の3月20日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象製品の仕様書又はカタログの写し
- (3) 補助対象製品の保証書の写し
- (4) 既に所有していた電気冷蔵庫の製造年月日が分かる写真及び特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 既に所有していた電気冷蔵庫及び補助対象製品の設置状況等が分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、当該補助金の予算の範囲を超えることとなる日に受け付けた申請のうちその内容を適当と認めるものについて、抽選を行い予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。この場合において、同日以後の申請は、これを受け付けないものとする。

3 第1項の規定による申請は郵送により提出するよう努めなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、北本市省エネ家電製品買換え費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査のため必要があると認めるときは、職員に当該申請に係る補助対象製品の設置場所等に立ち入らせ、又は当該補助対象製品を検査させることができる。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該部分に係る補助金の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象製品を購入した日から1年を経過するまでの間において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の日から令和6年3月20日までの間にこの告示に

基づく補助金の交付の申請をする場合における第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「4月1日」とあるのは「6月1日」とする。